第

1480

号



1994年1月6日創刊,毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2000年)平成12年 1月 20日 木曜日

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

△ 毛生え薬と医療費控除

②:昨年は毛生え薬が話題になりましたが、 毛生え薬は医療費控除の対象になりますか。

A:市販の養毛剤等は、医療費控除の対象 にはなりません。

【解説】

医療費控除の対象になる医療費は、医者に かかった際の診療費や治療費、通院費などの ほか、治療・療養目的で購入した売薬の購入 費用も含まれます。

逆に、医療費控除に該当しない医療費とは、 容姿を美化し、又は容ぼうを変えるなどの目 的で支払った整形手術の費用や、いわゆる人 間ドックその他の健康診断のための費用、医 薬品の定義に該当する医薬品であっても、疾 病の予防又は健康増進のために供されるもの の購入の対価などです。

ところで、昨年は毛生え薬「リアップ」が 発売され話題になりましたが、この毛生え薬 が医療費控除の対象になるかどうかが気にな るところです。

治療又は療養に必要な医薬品であれば医療 費控除の対象になりますが、市販の養毛剤等 を使うということは、端から見ればただ単に 見栄えをよくするという目的で使っているの か真剣に治療目的で使っているのか、判断が つかないため、医療費控除の対象にはならな いようです。

ただし、医者の処方箋を受けて購入した円 形脱毛症用のフロージンローションなどであ れば治療目的のものと認められ、医療費控除 の対象になります。







